

1時間目の講義（法規）：『カニ網』①



『とかち遊漁塾』塾長の『釣沢 遊吉（つりざわ ゆうきち）』である！

これより1時間目の「法規」の講義を始める！ 本日の講義は、『カニ網』とする！

先ず、講義を始める前に我が輩の近著である『**WANTED**』（※十勝支庁ほかで絶賛配布中！）とこれからの講義についての説明を行う。

毎年8月から12月頃にかけて、母なる川に遡上する秋サケやカラフトマスを、夜陰に紛れて「ひっかけ釣り（＝ひっかけ針）」により違法に釣り上げ、大型ナイフなどで「イクラ」を取り出した後、魚体や雄サケを周辺の河原に投棄するなどの悪質な犯罪行為により、多くの遊漁者が警察などに検挙され、情けないことに「密漁者（＝犯罪者）」として新聞紙上に名前が載るハメになっておる！

だが、「ひっかけ針」とは異なり、遊漁者が違法とは知らずに使っている「じょれん」や「からめ取り」などの余り知られていない違法な漁具もあり、我が輩は善良なる十勝の遊漁者が、違法とは知らずに警察や海上保安部などの取締機関のお世話にならないように、我が輩の長あ〜い遊漁人生の中で、この眼で見てきた違法な漁具やその使用方法などを、遊漁者のための指南書として『**WANTED**』にやさしくまとめ発刊した。

しかし、残念ながら、『**WANTED**』に載せきれなかった他の余り知られていない違法な漁具などもあることから、遊漁者のためにとって役に立つ各種情報などと合わせて、我が輩はこの『とかち遊漁塾』の中で紹介していくこととした。

1時間目の講義（法規）：『カニ網』②

この栄えある第1号が、本日の講義内容である『カニ網』である！

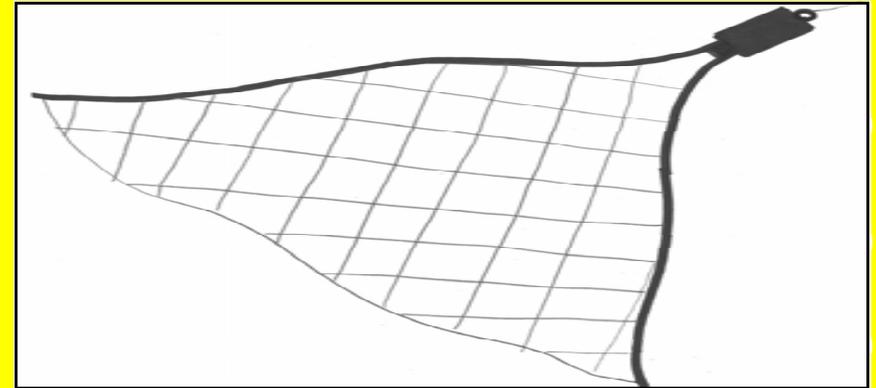
『カニ網』とは「カニ釣り」とも呼ばれ、主に「ハナサキガニ（通称コンブガニ）」と言われるカニ（※実際はハナサキガニはカニの仲間では無くヤドカリの仲間。）などを「からめ取る」ための漁具であり、ハナサキガニが生息する道東方面の太平洋岸で多く使用されておる。

『カニ網』は、おおよそ右のイラストのような「網状の構造」で、釣糸やロープの先端にこの網状の仕掛けと餌を付け、釣竿などにより海中に投げ入れ、餌につられて集まってきたハナサキガニを「網地にからめて」釣り上げる行為であるが、カニ類のほかに同様の方法で「ウニ類」や「ツブ類」などを取る場合にも使用されておるようである。

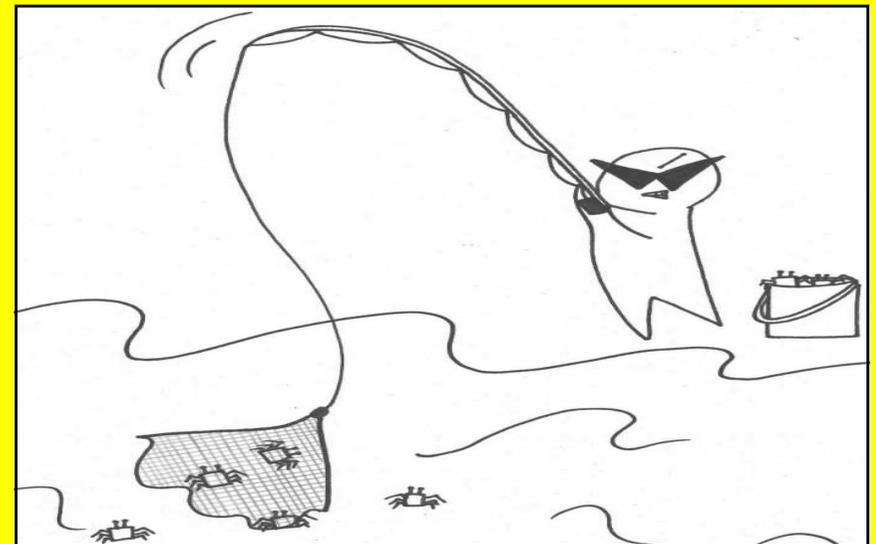
しかし、『カニ網』は、違法な漁具であることから、『とかち遊漁塾』に通う優秀な塾生諸君は、絶対に使用しないように前もって注意しておく！

なお、この『カニ網』については、次回の講義までに『[WANTED](#)』へ「違反事件No.7」として、追加をすることとする。

以上で講義『カニ網』を終了とする！



【カニ網】



- 1時間目の講義（法規）
 - 2時間目の講義（倫理）
 - 3時間目の講義（道徳）
 - 下校時間
- ◆WANTED ◆ルール&マナー ◆水産課ホームページ